

さくら通信11月号

2025年11月
No.251

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

大阪万博へ行きました



9月に大阪万博へ行く機会があり、ものすごい人混みであることを承知の上で行くことにしました。

確かに混んでいたのですが、ゲートの待ち時間は20分程度でスムーズに入ることができました。

三菱未来館、イタリア館、チリ館、コモンズ(様々な国の共通パビリオンで、私が入ったのは中南米とアフリカ諸国が中心でした)を楽しみました。どこも大変興味深い展示でしたが、特にコモンズでは普段お目にかかれない国々を知ることができ、勉強になりました。

次回、日本で開催されるのはだいぶ先になるかもしれませんが、空いている時期にゆっくり見てみたいと思います。

(孝志洋)

特定親族特別控除で「103万円の壁」を緩和し、学生アルバイトを応援

令和7年度税制改正により、19歳から23歳未満の大学生世代を扶養する家庭の税負担を軽減する「特定親族特別控除」が新設されました。この改正は、深刻化する労働力不足への対応として、学生のアルバイト就労を促進することを主な目的としています。

従来の制度では、学生の年収が103万円を超えると親世代の特定扶養控除(63万円)が一律でゼロとなり、世帯の手取りが急減する「壁効果」が発生していました。このため、多くの学生が意図的に就労時間を調整し、経済活動の制約となっていました。

新設された「特定親族特別控除」は、納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入では123万円超188万円以下)の場合に適用されます。

控除額は給与収入に応じて段階的に設定されており、給与収入が150万円以下であれば従来の特定扶養控除と同額の63万円(住民税では45万円)の満額控除を維持できます。150万円を超えても188万円まで段階的に減額される仕組みにより、急激な控除喪失を避けた「なだらかな坂道」となっています。

令和7年分の年末調整では、新様式「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」を使用します。申告書の提出期限は「その年最後に給与の支払を受ける日の前日まで」とされており、適切な準備と従業員への周知が重要となります。

税制改正と併せて、社会保険の扶養基準についても変更されました。19歳以上23歳未満の親族については、令和7年10月1日から年収要件が130万円未満から150万円未満に引き上げられます。ただし、税制と社会保険制度には実施時期の違いがあるため、企業の人事労務担当者は従業員への正確な情報提供が求められます。給与計算システムの更新、社内マニュアルの整備、説明会の開催などを通じて、混乱を避けるための準備を進めることが重要です。

(大寺)



資産税係 相続した不動産に不動産取得税はかかるか？

不動産取得税とは、土地や家屋などの不動産を新たに取得した際に、課税される税金のことです。

不動産取得税は、有償・無償に関わらず発生しますので、売買だけでなく贈与や等価交換で取得した場合にも課税されます。

ただし、「相続」を原因として取得した場合には、課税されません。しかし、「遺贈」で取得した場合には、不動産取得税が課税されることがあります。相続とは、民法で定められた法定相続人が財産を引き継ぐことです。遺贈とは、遺言によって故人が指定した人が財産を受け取ることです。法定相続人以外の人（親族以外の個人、法人、団体など）も指定できます。

相続と遺贈により取得した不動産に不動産取得税がかかるかどうかをまとめると右記の表となります。

	相 続 人	相続人以外
相 続	課税されない	
包括遺贈	課税されない	課税されない
特定遺贈	課税されない	課税される

※包括遺贈…割合を指定して包括的に財産を遺言書で遺贈する場合(全ての財産を遺贈する場合も含む)

※特定遺贈…特定の財産を遺言書で遺贈する場合

(坂田)

社会保険 徳島県の最低賃金が変わります。

令和8年1月1日から時間額 **1,046円** になります(前年度980円、66円UP)。

- パート、アルバイトの方(学生)もすべての人に適用されます。
- 特定の製造業等には、例外があります。

賃金が最低賃金額以上になっているか、確認をお願いします。

- ① 時給の場合 時給 $\geq$ 最低賃金(1,046円)
- ② 日給の場合 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金(1,046円)
- ③ 月給の場合 月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金(1,046円)
(例) $1,046円 \times 173時間 / 月 = 180,958円$ 以上



- 最低賃金の対象となる賃金
基本給 + 諸手当(精皆動手当、通勤手当、家族手当は、対象外です。)

不明な点等ございましたら、当事務所へお問い合わせください。

(徳永)

リスマネ委員会 自動車に関する保険(傷害保険)

自動車保険の補償内容に、自身と同乗者への補償(傷害保険)があります。

この傷害保険には、人身傷害保険・搭乗者傷害保険・対人賠償保険の3つがあります。

1. 人身傷害保険

車に乗車中の事故などで自身や同乗者が死傷した場合の治療費・休業損害・精神的損害などを補償
契約内容によっては介護料・葬祭費なども補償

2. 搭乗者傷害保険

同乗者(運転者含む)が死傷した場合に定額の保険金が支払われる補償
人身傷害保険の上乗せとして扱われることが多い

3. 対人賠償保険

自動車事故で他人を死傷させた場合、法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償



人身傷害保険と搭乗者傷害保険は補償がよく似ていますが、補償の範囲や保険金の支払われるタイミング、補償対象者や補償対象事故などが違うため、補償内容を検討する必要があります。またどちらも、契約者本人が加害者となった場合のケガなども補償対象となることがあります。傷害保険は基本的に契約者本人のみを対象としているため、家族も補償する場合は「家族型」の契約が必要となります。

対人賠償保険は、自賠責保険(強制保険)の補償を超える損害賠償額を補填する役割を持っています。自賠責保険が人身事故の被害者に対する損害賠償のみを補償するのに対し、対人賠償保険は他人の同乗者も対象となります。ただし、契約者本人のケガや、家族は対象外となるので注意が必要です。対人賠償保険は、家族以外の他人への賠償責任を補償するものです。

傷害保険の内容を組み合わせ「人」に対する補償を充実し、万が一に備えましょう。

(さくらビジネス)

スマートフォンへ「マイナ保険証機能」を搭載し、「スマホでの保険診療受診」を可能とする仕組みが9月から始まり
ました。この「スマホ保険証」への対応には汎用カードリーダー等の設置が必要となり、国で一定の補助を行っていま
す。スマートフォンは多くの国民が保有していることから「マイナ保険証のスマホ対応」によりマイナ保険証利用がさ
らに促進すると期待されます。

★ 補助の流れ

1. 医療機関等向け総合ポータルサイトにて、クーポンコードを取得する
2. Amazonビジネスの指定された専用ページにて、汎用カードリーダー等を選択
3. 決済画面にて、ポータルサイトで取得したクーポンコードを使用
補助を受けるためには、ECサイト（Amazonビジネス）の販売専用ページで、保険医療
機関等のみ使用できる電子クーポンにより、補助額を差し引いた価格で購入する必要
があります

補助の利用期限

令和8年1月31日まで



★ 補助内容

施設	補助率	汎用CR等販売セット	補助限度額
病 院	セット購入額の2分の1	1セット	補助限度額：0.7万円
		2セット	補助限度額：1.4万円
		3セット	補助限度額：2.1万円
診療所・薬局	セット購入額の2分の1	1セット	補助限度額：0.7万円

※接続にUSBケーブルや
USBハブが必要な場合は
CR(カードリーダー)の台
数に応じた数が補助対象
CRとセットで購入

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012349

(大下)



11月の社会保険労務

- 12月1日
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 年金の日(11月30日)
ねんきん月間
建設雇用改善推進月間
人材開発促進月間
労働保険適用促進月間



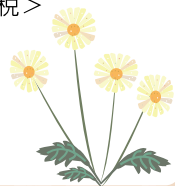
11月の税務

- 11月10日
- 1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月17日
- 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 12月1日
- 3. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5. 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 6. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8. 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 11月中において都道府県の条例で定める日
- 11. 個人事業税の納付(第2期分)

※税を考える週間…11月11日～17日



研修会・懇親会

好評のうち
終了いたしました!!



★ 研修会 講師のご紹介

- 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 貫場 恵子氏
- 関西学院大学 教授(「NEWS ZERO」元メインキャスター) 村尾 信尚氏
- さくら税理士法人 公認会計士・税理士 竹内 洋一

YouTubeに動画をUPしておりますのでぜひご覧ください。

- ▶ 仕事と育児・介護の両立支援 ～くるみん・えるぼしって何?～ 貫場先生
https://youtu.be/06RLNIM-l1s?si=gO_Cqll3ndpZ6rKr



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

新入職員紹介

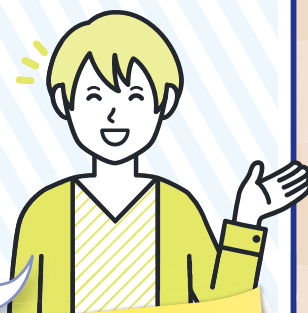
はじめまして。9月1日よりさくら税理士法人にパート社員として入社いたしました松尾美希と申します。

出身は三重県四日市市で、大学時代は神奈川県、東京都で過ごしました。学生時代は語学の習得に力を入れており、高校時代に地元のロータリークラブの交換留学生としてオーストラリアに1年間留学させていただきました。オーストラリアは酪農が盛んで、108頭の牛を飼育する農場にホームステイさせてもらったことが良い思い出のひとつです。

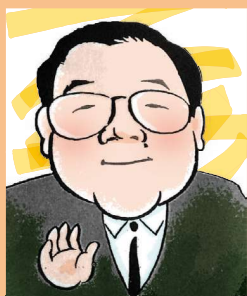
今は英語をすっかり忘れてしまっておりますが、、、1歳の子どもと一緒に英語教材を聞きながら勉強することが最近の趣味になっております。

大学卒業後は、東京都内の企業年金基金で10年ほど退職金給付に関する事務を行っておりました。

徳島には5年前、結婚を機に引っ越してまいりましたが、徳島に来てからはずっと専業主婦をしておりまして、5年ぶりの「社会復帰」で新鮮な毎日を過ごしております。税理士法人で仕事をさせていただくのは初めてですので、至らぬところが多いかと思いますが、1日も早く皆様のお役に立てよう頑張っておりますので、何卒ご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



松尾 美希



ねぼけ堂物語!!

大学の4年間(昭和41～45年)大阪住吉の伯母宅(住吉ねぼけ堂・煎餅屋)に下宿。伯母夫婦からは、「本業に専念すること」、「種銭^{たねせん}を貯めること」、「起きて半畳寝て一畳^{はんじょう いちじょう}」、「勤めは修行の場。手を抜くな^{のれんわ}」等を教わった。この間に「暖簾分け^{のれんわ}」や「所帯譲り^{しょたいゆずり}」にも遭遇した。ねぼけ堂は私の「もう一つの大学」でした。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

発行